

まちづくり活動支援補助金

松崎町では、地域の活性化を図り、個性あるまちづくりを推進するため、公益的で新たなまちづくり活動を実施する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

補助対象団体

対象団体は、地域コミュニティ団体や市民活動団体等です。地域コミュニティ団体とは、自治会や町内会などで、市民活動団体とは、市民グループやボランティア団体、NPO法人などです。次のいずれにも該当する地域コミュニティ団体や市民活動団体等とします。

- ①町内に活動拠点を有する団体で、5人以上で構成され、その内の半数以上が町内に居住している団体。
- ②政治、宗教又は営利を目的としない団体。
- ③イベント等のために一時的に組織された団体でないこと。

※商工会、社会福祉協議会、観光協会、体育協会、文化協会などに所属している団体や趣味の愛好会は対象団体としていません。

補助対象活動

補助金の交付の対象となる活動は、補助対象団体が町内で行う公益的かつ新たに取り組む活動で、次のいずれかの要件を満たすものです。

- ・地域の課題などに自主的に取り組む活動
- ・地域の景観や歴史文化などを活かした地域づくり等、地域活性化につながる活動
- ・町おこしイベント等、地域活性化に効果的なイベント等の活動

上記の規定にかかわらず、当該活動が次のいずれかに該当するときは補助の対象となりません。

- ・国、県又は町の他の補助や原材料支給などを活用している活動
- ・地域の継続事業や恒例となっている活動（お祭り、運動会、清掃作業など）
- ・団体等の運営を目的とする活動
- ・活動の効果が特定の個人又は法人のみに帰属する活動
- ・専ら営利のみを目的とし、公益性を欠く活動
- ・政治活動や宗教活動を目的とする活動
- ・参加費等で十分運営可能な活動
- ・その他補助することが適当でないと認められる活動

※自治会の場合は、複数の自治会が連携して行う活動を対象とします。

補助金額

- ・対象経費の10/10を補助します。補助限度額は20万円です。
- ※同一団体における補助は、3年を限度とします。

申請方法

- ・活動実施前の事前申請が必要です。（各年度の申請期限：12月15日）
- ・補助対象となる活動かどうかについて、事前にご相談ください。

問い合わせ

松崎町役場企画観光課（Tel 42-3964）